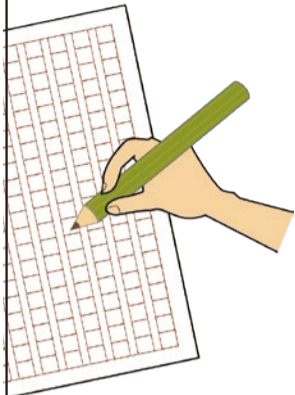


11月11日～17日は 「税を考える週間」

「税を考える週間」に合わせて、税の無料相談や催しを実施します。



「税を考える週間」作品展

日程
11月11日(月)～17日(日)
場銀座三越9階銀座テラス、松屋銀座8階特設会場、築地KYビル2階(共栄会館)
内税の作品展(税についての作文・税の標語・税に関する絵はがきコンクール)
主催
京橋税務連絡協議会(6団体)
協力
京橋税務署、中央都税事務所、中央区
問京橋税務署総務課
☎(4434)0011

タックスフェア日本橋

日時
11月11日(月)
午前11時30分～(約1時間)
場日本橋プラザ1階入り口前広場、高島屋日本橋店前、日本橋三越本店前
内街頭広報キャンペーン
主催
日本橋税務懇話会(7団体)
協力
日本橋税務署、中央都税事務所、中央区
問(公社)日本橋法人会
☎(3667)1736

パネルディスカッション 絵はがきコンクール表彰式

日時
11月15日(金)
午後2時～
場東実健保会館6階ホール
内・パネルディスカッション
不易流行 食文化の伝統と革新
・日本橋管内の小中高生対象の税に関する絵はがきコンクール表彰式
主催
(公社)日本橋法人会
問(公社)日本橋法人会
☎(3667)1736

11月12日～25日は 「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間です

女性に対する暴力とは

夫・パートナー・近親者などからの暴力や性犯罪、売買春、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為など女性の人権を著しく侵害するこれらの行為は社会全体で克服すべき問題です。

暴力が起きる背景

暴力は男女を問わず、許されないものですが、女性に対する暴力は性的な要素を含む場合が多く、加害男性には、相手の女性の苦痛に対する思いや、対等な存在として尊重すべきであるという認識の欠如が見られます。

区における取り組み

女性に対する暴力の防止を呼びかける啓発パネルの展示を行います。
場・月島区民センター
11月6日(水)～11日(月)
・晴海区民センター
11月13日(水)～18日(月)
・区役所1階
11月20日(水)～26日(火)
・日本橋区民センター
11月28日(木)～12月2日(月)
・男女平等センター「ブーケ21」
11月7日(木)～12月22日(日)

女性のための相談窓口

①「ブーケ21」電話相談(予約不要)
日毎週月曜日
午前10時～午後4時
(祝日・休日、年末年始を除く)
②「ブーケ21」電話・対面相談(要予約)
電話または対面で相談ができます。
日・毎月第1・5水曜日、第4火曜日
午前10時～午後4時
・毎月第2火曜日、第3水曜日
午後3時30分～8時30分
(祝日・休日、年末年始を除く)
託未就学児(予約時に申し込む)
①②共通
問総務課男女共同参画係
☎(5543)0653
③女性相談
日月～金曜日
午前8時30分～午後5時
(祝日・休日、年末年始を除く)
問子育て支援課子育て支援係
☎(6278)8403

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

「女性の人権ホットライン」は、女性を巡るさまざまな人権週間に関する相談に応じています。その強化週間として、東京法務局・東京都人権擁護委員連合会主催による「女性の人権ホットライン」が11月13日～19日の間、午前8時30分～午後7時まで相談を実施します(土・日曜日は午前10時～午後5時)。
女性の人権ホットライン(全国共通電話番号)
☎(0570)070810
(平日午前8時30分～午後5時15分)

人権擁護相談

いじめや差別など人権問題でお困りの方は、ぜひご相談ください。
日毎月第3木曜日
午後1時～4時
場区役所1階区民相談室
問まごころステーション
☎(3546)9590



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

築地川第二・第三駐車場および 浜町公園地下駐車場の定期利用者募集

現行の定期利用期間が令和7年3月31日で終了するため、令和7年4月からの新規利用者を募集します。申し込み多数の場合は公開抽選を行います。

	築地川第二駐車場	築地川第三駐車場	浜町公園地下駐車場
住所	築地7-5-15	明石町1-32	日本橋浜町2-59-4
台数	54	31	92
申し込み資格	京橋地域に住民票のある区民および住所のある事業所	日本橋地域に住民票のある区民および住所のある事業所	
申込書受付期間	11月12日～12月6日		11月19日～12月20日
使用料	月額40,000円		

申区役所5階交通課交通施設係窓
口で申込書を提出(郵送不可)。
◎申込書はHPからダウンロード可
問交通課交通施設係
☎(3546)5443

詳しくは区HPへ

区営駐車場の割引料金を 定めた低公害割引 対象車基準を変更します

現在、区では、電気自動車などが区営駐車場を利用する場合に使用料を減額しています。

都の基準変更に伴い、令和7年4月から低公害割引対象車の基準を変更します。新基準は、低公害車の燃費基準達成車として、平成22年度燃費基準を125%以上、上回ることを定めます(平成27年度燃費基準達成車は、引き続き該当します)。なお、割引時間・割引料金の変更はありません。

問交通課交通施設係
☎(3546)5443

詳しくは
区HPへ